

供述等の誘因となり得る制度・仕組みの在り方

1. 実体法的な規定

刑法などの実体法又は量刑ガイドラインにおいて、有罪答弁をし、又は捜査協力により事案の解明に貢献した場合等に、その時期等にも応じて、刑を減輕し又は免除する根拠となる規定を設ける。

【例】

- 量刑ガイドライン(アメリカ, イギリス)
- 改悛者制度(イタリア, フランス)
- 王冠証人制度(ドイツ)

2. 手続的な規定①協議・合意

検察官と弁護人又は被疑者・被告人の間、あるいは、裁判官、検察官及び弁護人の三者間等において、協議を行い、自白、有罪答弁や捜査協力をする事、不起訴とすること、特定の求刑をすること等について合意できるとする手続的な規定を設ける。

【例】

- 司法取引(アメリカ)
- 2005年重大組織犯罪及び警察法による合意に基づく捜査協力に対する減輕(イギリス)
- 合意制度(ドイツ)
- 当事者の請求による刑の適用(イタリア)
- (● 有罪の事前承認のための出頭(フランス))

3. 手続的な規定②免責の付与

検察官又は裁判所の一方的な行為により、訴追免責(その者が犯した罪について訴追しない旨の免責)を付与し、又は、その者の供述についての使用免責(当該供述をその者に不利益に用いない限りでの免責)を付与することができる旨の手続的な規定を設ける。証言命令により証言を強制される結果として、強制された証言等について免責を付与する仕組みとしている場合もある。

【例】

- 刑事免責制度(アメリカ:使用免責)
- 2005年重大組織犯罪及び警察法による訴追免責・使用制限の保証(イギリス)